議案第155号

上越市農業委員会の部会の設置及び委員定数条例の一部改正について

上越市農業委員会の部会の設置及び委員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年12月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市農業委員会の部会の設置及び委員定数条例の一部を改正する条例

上越市農業委員会の部会の設置及び委員定数条例(平成16年上越市条例第184号)の 一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「委員」を「農地部会の委員」に改める。

第3条の次に次の2条を加える。

(農政部会の設置)

- 第4条 第2条第1項に規定する農地部会のほか、農政部会を置く。
- 2 農政部会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額に関すること。
 - (2) 参考賃借料の額に関すること。
 - (3) 農業者等との意見交換会に関すること。
 - (4) 関係行政機関等に提出する意見に関すること。
 - (5) その他農政部会長が必要と認めること。

(農政部会の委員の定数)

第5条 農政部会の委員の定数は、おおむね16人とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月29日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から 施行する。

(準備行為)

2 農政部会の設置に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。